



株式会社 福島銀行

証券コード：8562

第160回 定時株主総会 招集ご通知



2026年6月23日（火曜日）

午前10時

日時

（受付開始：午前9時）



場所

福島県福島市万世町2番5号

当行本店 地下大ホール

末尾の「第160回定時株主総会会場ご案内図」を
ご参照ください。

目次

■ 第160回定時株主総会招集ご通知……………	1
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件……………	5
第2号議案 取締役8名選任の件 ……	6
第3号議案 監査役1名選任の件 ……	17
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	19
■ 第160期事業報告……………	23
■ 第160期計算書類……………	42
■ 第160期連結計算書類……………	45
■ 監査報告書……………	48

議決権行使期限

2026年6月22日（月曜日）

午後5時まで



証券コード8562

2026年5月29日

(電子提供措置の開始日 2026年5月27日)

株主各位

福島県福島市万世町2番5号

株式会社 福島銀行

取締役社長 鈴木 岳伯

第160回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当行第160回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当行ウェブサイト

<https://www.fukushimabank.co.jp/ir/shareholders/soukai/>



また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、「福島銀行」または証券コードに「8562」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2026年6月22日（月曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいようお願い申しあげます。

敬具

記

1 日 時	2026年6月23日 (火曜日) 午前10時
2 場 所	福島県福島市万世町2番5号 当行本店 地下大ホール
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none">第160期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件第160期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件</p>
4 招集にあたっての決定事項	<ul style="list-style-type: none">●ご返送いただいた議決権行使書において、各議案に賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。●インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とさせていただきます。また、インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
5 その他本招集ご通知に関する事項	<ul style="list-style-type: none">●電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当行定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。<ol style="list-style-type: none">①計算書類の「個別注記表」②連結計算書類の「連結注記表」③事業報告の以下の事項<ul style="list-style-type: none">・業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況●電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

以上

議決権行使についてのご案内

●インターネットによる議決権行使



当行の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。詳細につきましては、次頁をご覧ください。

行使期限 2026年6月22日(月曜日) 午後5時まで

●郵送による議決権行使のお手続き



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、下記行使期限までに当行株主名簿管理人に到着するようにご返送ください。

行使期限 2026年6月22日(月曜日) 午後5時到着分まで

●株主総会への出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を切り離さずに会場受付へご提出ください。

**株主総会
開催日時** 2026年6月23日(火曜日) 午前10時
(午前9時から受付開始)

インターネットによる議決権行使のご案内

【スマートフォンによる議決権行使方法】

STEP 1

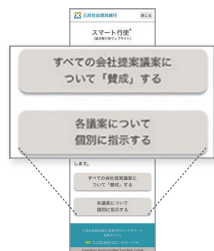
同封の議決権行使書用紙の右下
「スマートフォン用議決権行使
ウェブサイトログイン
QRコード」を
スマートフォンかタブレット
端末で読み取ります。



※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

STEP 2

表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト
画面が開きます。
議決権行使方法は2つ
あります。



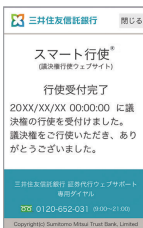
STEP 3

画面の案内に従って
各議案の賛否をご入力
ください。



STEP 4

確認画面で問題なければ
「この内容で行使する」ボタンを
押して行使完了！



【パソコンによる議決権行使方法】

STEP 1

議決権行使ウェブサイトアクセス
<https://www.web54.net>



STEP 2

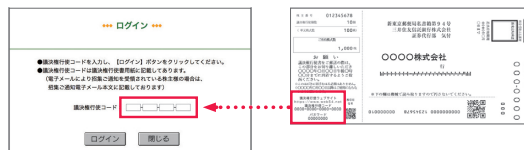
インターネットによる
議決権行使についてを
お読みいただき、
「次へすすむ」を
クリック



〈PC向け議決権行使ウェブサイト〉
<https://www.web54.net>へ遷移します。

STEP 3

議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック、
「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック



【お問い合わせ先】

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

受付時間 9:00~21:00
(土曜、日曜、祝日も受付)

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第160期の期末配当金につきましては、当期利益が計画を上回り、また、株主の皆さまへの負託に応えるため、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当行普通株式1株につき5円 総額174,360,470円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月24日

第2号議案 取締役8名選任の件

当行では各事業年度に対する経営責任の明確化を図るため、定款により取締役の任期を1年と定めており、現在の取締役7名は全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応し、経営体制の一層の充実・強化を図るため、取締役1名を増員し、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選任については、その過半数を社外取締役に構成する指名・報酬諮問委員会において協議の上、取締役会で決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位及び担当	取締役会出席状況
1	(男性) 再任 加藤 容啓 かとう たかひろ	取締役会長（代表取締役）	100% (20回/20回)
2	(男性) 再任 鈴木 岳伯 すずき たけのり	取締役社長（代表取締役）	100% (20回/20回)
3	(男性) 再任 佐藤 俊彦 さとう としひこ	取締役融資・リスク統括部担当	95% (19回/20回)
4	(男性) 再任 草野 真之 くさの まさゆき	取締役営業統括部担当	100% (16回/16回)
5	(男性) 新任 森田 俊平 もり た しゅんぺい	顧問	—
6	(女性) 再任 二瓶 由美子 にへい ゆみこ	社外 独立役員 取締役	100% (20回/20回)
7	(男性) 再任 石井 浩 いし い ひろし	社外 独立役員 取締役	100% (20回/20回)
8	(女性) 新任 小山 かほる おやま かほる	社外 独立役員	—

社外 …………… 社外取締役候補者

独立役員 …………… 株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者

候補者番号

1

かとう たかひろ
加藤 容啓

再任



- 生年月日 1956年12月2日生（満69歳）
- 所有する当行の普通株式数 68,900株
- 取締役会出席状況 100%（20回中20回出席）
- 取締役在任年数 8年

● 取締役候補者とした理由

地方銀行において、枢要営業店長や企画部門等の要職を歴任した後、代表取締役として経営の中枢を経験し、また、同行の系列証券会社では、代表取締役社長を務めるなど豊富な経験を有しております。2018年6月から当行代表取締役社長、2025年6月からは代表取締役会長を務め、経営トップとして、重要事項の決定および業務執行に対する監督を適切に果たしております。これらの経歴および当行経営における実績を勘案し、引き続き取締役候補者とするものであります。

● 略歴、当行における地位、担当

1980年 4月	株式会社東邦銀行入行	2015年 6月	取締役退任
2000年 3月	郡山東支店長		福島商事株式会社取締役会長
2003年10月	須賀川支店長	2015年 8月	とうほう証券株式会社代表取締役社長
2006年 6月	市場金融部長	2018年 5月	福島商事株式会社取締役会長退任
2007年 6月	総合企画部長		とうほう証券株式会社代表取締役社長退任
2008年 6月	取締役総合企画部長	2018年 6月	当行顧問
2009年 6月	常務取締役	2018年 6月	取締役社長（代表取締役）
2012年 6月	常務取締役（代表取締役）	2025年 6月	取締役会長（代表取締役）（現在に至る）
2013年 6月	専務取締役（代表取締役）		

● 重要な兼職の状況

—

候補者番号

2

すず き たけ のり
鈴木 岳伯

再任



- 生年月日 1966年6月17日生（満60歳）
- 所有する当行の普通株式数 19,600株
- 取締役会出席状況 100%（20回中20回出席）
- 取締役在任年数 6年

● 取締役候補者とした理由

当行の枢要営業店長、執行役員および取締役として営業、支店運営や企画業務に携わるなど豊富な経験を有し、当行経営に参画してきました。また、2025年6月から代表取締役社長を務め、経営トップとして、重要事項の決定および業務執行に対する監督を適切に果たしております。これらの経歴および当行経営における実績を勘案し、引き続き取締役候補者とするものであります。

● 略歴、当行における地位、担当

1992年4月	当行入行	2017年4月	平支店長
2009年10月	荒井支店長	2018年6月	執行役員営業副本部長兼営業企画部長
2011年6月	郡山営業部副部長	2020年6月	取締役郡山営業部長
2014年4月	組織開発室長	2023年5月	常務取締役企画本部長
2015年8月	組織開発部長	2025年6月	取締役社長（代表取締役）（現在に至る）

● 重要な兼職の状況

—

候補者番号

3

さとう としひこ
佐藤 俊彦

再任



- 生年月日 1968年7月30日生（満57歳）
- 所有する当行の普通株式数 17,400株
- 取締役会出席状況 95%（20回中19回出席）
- 取締役在任年数 8年

● 取締役候補者とした理由

当行の審査部門および与信統括部門において、長年にわたり債権管理や事業再生支援部門業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、執行役員および取締役として当行の業務執行および監督を適切に果たしております。これらの経歴および当行経営における実績を勘案し、引き続き取締役候補者とするものであります。

● 略歴、当行における地位、担当

1991年4月	当行入行	2022年6月	取締役業務本部長兼審査部長
2008年10月	法人営業チーム企業支援室長	2022年8月	取締役業務本部長兼審査部長兼与信統括部長
2010年4月	企業支援室主任調査役	2024年6月	取締役業務本部長兼与信統括部長
2011年3月	再生支援室長	2025年6月	株式会社ふくぎんリース&クレジット 取締役社長（現在に至る）
2013年4月	与信管理室長	2025年7月	取締役融資・リスク統括部担当（現在 に至る）
2015年8月	与信統括部長	2025年8月	株式会社ふくぎん地域活性化投資 取 締役（現在に至る）
2016年6月	執行役員審査部長兼与信統括部長		
2018年6月	取締役業務本部長兼審査部長兼与信統括部長		
2019年6月	取締役本店営業部長		

● 重要な兼職の状況

株式会社ふくぎんリース&クレジット 取締役社長
株式会社ふくぎん地域活性化投資 取締役

候補者番号

4

くさ の まさ ゆき
草野 真之

再任



- 生年月日 1965年9月4日（満60歳）
- 所有する当行の普通株式数 9,400株
- 取締役会出席状況 100%（16回中16回出席）
- 取締役在任年数 1年

● 取締役候補者とした理由

営業店店長や営業本部長を歴任し、2025年6月からは取締役として営業部門を統括し、当行の業務執行および監督を適切に果たしております。これらの経歴および当行経営における実績を勘案し、引き続き取締役候補者とするものであります。

● 略歴、当行における地位、担当

1991年4月	当行入行	2020年6月	執行役員営業本部副本部長兼法人営業部長
2010年2月	岡部支店長	2020年10月	執行役員平支店長
2012年4月	植田支店長	2023年5月	執行役員営業本部長兼市場金融部長
2014年10月	本宮支店長	2025年6月	取締役営業本部長兼市場金融部長
2015年6月	営業統括室長	2025年7月	取締役営業統括部担当（現在に至る）
2015年8月	営業支援部長	2025年8月	株式会社ふくぎん地域活性化投資 取締役（現在に至る）
2017年6月	営業戦略部長		
2018年10月	法人営業部長		

● 重要な兼職の状況

株式会社ふくぎん地域活性化投資 取締役

候補者番号

5

もり た しゅん ぺい
森田 俊平

新任



- 生年月日 1974年12月31日生 (満51歳)
- 所有する当行の普通株式数 一株
- 取締役会出席状況 ー
- 取締役在任年数 ー

● 取締役候補者とした理由

SBIホールディングス株式会社の元最高財務責任者としてSBIグループの経営戦略を支えるとともに、主要な子会社の取締役を務め、SBIグループの持続的な企業価値向上に貢献されました。特に、地方創生および投資された地域金融機関の価値向上に取り組んでこられました。また、株式会社SBI新生銀行においては、株式上場や地域金融機関との関係強化に貢献され、その実行力と見識は高く評価されています。その経験と知見を活かし、当行の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者とするものであります。

● 略歴、当行における地位、担当

1998年 4月	ソフトバンク株式会社 (現ソフトバンクグループ株式会社) 入社	2011年10月	SBIホールディングス株式会社 取締役執行役員CFO
1999年 4月	ソフトバンク・アカウントिंग株式会社 (現ソフトバンク株式会社) 入社	2012年 5月	SBIアートオークション株式会社 代表取締役
2000年 7月	オフィスワーク株式会社 (現SBIビジネス・ソリューションズ株式会社) 代表取締役社長	2012年 6月	SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社 取締役 SBIキャピタルマネジメント株式会社 取締役
2005年11月	株式会社ジェイシーエヌランド (現SBIビジネス・ソリューションズ株式会社) 代表取締役社長		SBIホールディングス株式会社 取締役執行役員常務
2009年 6月	SBIホールディングス株式会社 取締役執行役員		

2017年 6 月	SBIビジネス・ソリューションズ株式会社 取締役 SBIホールディングス株式会社 取締役執行役員専務	2022年 2 月	SBI地域活性化支援株式会社 取締役 株式会社SBI貯蓄銀行 取締役
2018年 6 月	SBIホールディングス株式会社 専務取締役	2022年 6 月	SBIアートオークション株式会社 取締役
2019年12月	株式会社島根銀行 社外取締役	2022年 9 月	SBI地方創生バンキングシステム株式会社 代表取締役
2020年 4 月	SBI地銀ホールディングス株式会社 代表取締役	2025年 4 月	SBI地方創生バンキングシステム株式会社 取締役 (2026年6月22日まで に退任予定)
2021年 6 月	SBIグローバルアセットマネジメント株式会社 (現SBIアセットマネジメントグループ株式会社) 取締役 SBIネオファイナンシャルサービシーズ株式会社 取締役 SBIデジタルアセットホールディングス株式会社 取締役	2025年 5 月	SBI地銀ホールディングス株式会社 取締役 (2026年6月22日まで に退任予定) 株式会社SBI新生銀行 専務執行役員 (2026年6月22日退任予定)
		2026年 4 月	当行顧問 (現在に至る)

● 重要な兼職の状況

—

候補者番号

6

に へい ゆ み こ
二瓶 由美子

再任

社外

独立役員



- 生年月日 1950年8月31日生（満75歳）
- 所有する当行の普通株式数 14,700株
- 取締役会出席状況 100%（20回中20回出席）
- 取締役在任年数 10年

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要


長年にわたり桜の聖母短期大学等で教鞭を執り、法律学、ジェンダー論等の専門的な知識を有しているほか、福島地方労働審議会委員など数多くの公職を歴任し、その幅広く高度な知識、経験等を有しております。これらの知識および経験を当行経営に反映していただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。選任後は、引き続き上記の知識や経験を活かし経営の監督やアドバイスをいただくことを期待しております。

なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社運営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

● 略歴、当行における地位、担当

2000年4月	桜の聖母短期大学専任講師	2013年10月	福島地方労働審議会委員（2016年6月まで）
2004年4月	福島県男女共同参画審議会会長（2015年2月まで）	2016年3月	桜の聖母短期大学退職
2006年4月	桜の聖母短期大学准教授	2016年6月	当行取締役（現在に至る）
2013年4月	桜の聖母短期大学教授 （日本国憲法、法学、労働法制と人権、国際平和論などを講義するとともに、ボランティアセンター長、キャリア教養学科長、図書館情報センター長などを歴任）	2017年4月	福島大学行政政策学類非常勤講師（現在に至る）
		2019年6月	福島県立医科大学臨床研究審査委員会委員（現在に至る）
		2021年11月	福島県立医科大学臨床手術手技研修等専門委員会委員（現在に至る）

● 重要な兼職の状況

候補者番号 7	いし い 石井	ひろし 浩	再任	
●生年月日	1955年9月1日生（満70歳）		社外	
●所有する当行の普通株式数	6,400株		独立役員	
●取締役会出席状況	100%（20回中20回出席）			
●取締役在任年数	3年			

●社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり福島県の商工労働部政策監や会津地方振興局長など県の要職を歴任するとともに、商工会議所において地域経済の発展に寄与されてきました。これらの知識および経験を当行経営に反映していただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者とするものであります。選任後は、上記の知識と経験を活かし経営の監督や助言をいただくことを期待しております。

なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社運営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

●略歴、当行における地位、担当

1978年 4月	福島県警察本部入庁	2012年 4月	会津地方振興局長
2005年 4月	福島県商工労働部商業まちづくりグループ参事	2013年10月	福島県庁退職
2007年 4月	(公財) 福島県産業振興センター理事 に出向 (ビッグパレットふくしま館長)	2013年11月	福島県商工会議所連合会常任幹事兼福島商工会議所専務理事 (2022年5月まで)
2008年 4月	福島県東京事務所次長	2023年 6月	当行取締役 (現在に至る)
2010年 4月	福島県商工労働部政策監		

●重要な兼職の状況

—

候補者番号

8

お や ま か ほ る
小山 かほる

新任

社外

独立役員



- 生年月日 1967年5月17日生（満59歳）
- 所有する当行の普通株式数 一株
- 取締役会出席状況 ー
- 取締役在任年数 ー

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり公認会計士および税理士として会計監査業務に関する実務経験を有しており、また公的機関の委員として行政運営に携わってこられました。これらの知識および経験を当行経営に反映していただくことを期待し、社外取締役候補者とするものであります。選任後は、上記の知識と経験を活かし経営の監督や助言をいただくことを期待しております。

なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社運営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

● 略歴、当行における地位、担当

1991年 9 月	青山監査法人入社（1995年9月まで）	2018年 1 月	地方独立行政法人宮城県こども病院評価委員会委員（現在に至る）
1994年11月	株式会社オヤマ経営取締役就任（現在に至る）	2019年12月	仙台市コンプライアンス推進委員会委員（現在に至る）
1995年 9 月	監査法人トーマツ入社（1998年12月まで）	2021年 7 月	宮城県行政経営推進委員会委員（現在に至る）
1999年 1 月	小山公認会計士事務所開設（現在に至る）	2022年 6 月	日本公認会計士協会東北会宮城県会会長
2011年 4 月	オヤマ税理士法人（現在に至る）	2023年 7 月	東北税理士会国際特別委員会委員（現在に至る）
2011年 4 月	地方独立行政法人宮城県立病院機構監事（現在に至る）	2025年 7 月	日本公認会計士協会東北会学校法人委員会委員長（現在に至る）
2017年 7 月	仙台市集団移転跡地利活用事業者選定委員会委員（現在に至る）		

● 重要な兼職の状況


小山公認会計士事務所 所長
オヤマ税理士法人 社員税理士

- (注) 1. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当行は、社外取締役候補者二瓶由美子氏及び石井浩氏との間で、会社法第427条第1項及び当行定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任を、1,500万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担する契約を締結しております。両氏が取締役に再任され就任した場合には、当行と両氏の間で、当該契約を継続する予定であります。また、小山かほる氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 二瓶由美子氏、石井浩氏及び小山かほる氏は、社外取締役候補者であります。なお、二瓶由美子氏及び石井浩氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が原案どおり選任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。また、小山かほる氏も原案どおり選任された場合には東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
5. 会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査役鈴木和郎氏が辞任により退任いたしますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、候補者は退任監査役の補欠として選任される監査役であるため、監査役候補者が選任された場合の任期は、当行定款の定めにより、在任監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

	うた がわ のぶ お 歌川 信郎	新任	
● 生年月日	1960年5月7日 (満66歳)	社外	
● 所有する当行の普通株式数	一株	独立役員	
● 取締役会出席状況	—		
● 監査役在任年数	—		

● 社外監査役候補者とした理由

1984年NHKに入局するとともに福島放送局配属となり、6年間記者として福島県内全域を取材され、その後は経済分野を中心とした取材活動を行うとともに管理職を経験されました。これらの知識および経験を当行の監査に活かしていただくことを期待し、社外監査役候補者とするものであります。

なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社運営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

● 略歴、当行における地位

1984年4月	NHK入局 (記者職)・福島放送局記者	2016年6月	NHK経営委員会事務局長
1990年7月	NHK報道局経済部記者	2018年6月	理事待遇・NHK福岡拠点放送局長
2010年6月	NHK報道局経済部長	2020年5月	NHK退職・NHKグローバルメディアサービス転籍 (2025年5月まで)
2013年6月	NHK報道局総務部長		
2014年6月	NHK報道局専任局長		

● 重要な兼職の状況

—

- (注) 1. 歌川信郎氏と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当行は、社外監査役としての職務遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるよう、社外監査役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲内に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。その内容の概要は、「社外監査役として、会社法第423条第1項に規定する責任を負うこととなった場合において、その職務を行うに当たり、善意でかつ重大な過失がないときは、1,000万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負う」というものであります。
- なお、本議案が承認可決され、同氏が選任された場合、上記責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 同氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、原案どおり選任された場合には、新たに独立役員となる予定であります。
5. 会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

さいとう けいた
齋藤 慶太



- 生年月日 1956年4月13日（満70歳）
- 所有する当行の普通株式数 一株
- 取締役会出席状況 ー
- 監査役在任年数 ー

● 補欠の社外監査役候補者とした理由

1980年株式会社福島民報社に入社し、長年にわたり経理業務に従事するとともに、監査役としての経験を有しております。これらの知識および経験を当行の監査に活かしていただくため、補欠の社外監査役候補者とするものであります。

なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社運営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

● 略歴、当行における地位

1980年4月	株式会社福島民報社入社	経理局勤務	2014年6月	取締役経理局長
2002年4月	経理部長		2017年6月	監査役
2011年4月	販売局次長兼経理局次長		2024年6月	監査役退任
2012年4月	総務局長兼経理局長			

● 重要な兼職の状況

ー

- (注) 1. 齋藤慶太氏は補欠の社外監査役候補者であります。
2. 同氏と当行との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当行は、社外監査役としての職務遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるよう、社外監査役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲内に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。その内容の概要は、「社外監査役として、会社法第423条第1項に規定する責任を負うこととなった場合において、その職務を行うに当たり、善意でかつ重大な過失がないときは、1,000万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負う」というものであります。
- なお、同氏が社外監査役に就任された場合、上記責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。同氏が社外監査役に就任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 同氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出を行う予定であります。

以 上

(ご参考)

株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合、取締役会の構成は以下のとおりとなる予定です。

氏名	現在の地位	企業経営・ 経営戦略	営業・ マーケティング	法務・ コンプライアンス	財務会計	人材開発・ ダイバーシティ	企業審査・ 企業支援	DX・IT	地域経済
加藤 容啓	代表取締役会長	●	●	●	●	●	●	●	●
鈴木 岳伯	代表取締役社長	●	●	●	●	●	●	●	●
佐藤 俊彦	取締役	●	●	●	●	●	●		●
草野 真之	取締役	●	●	●	●		●		●
森田 俊平	[新任]	●	●	●	●	●	●	●	●
二瓶 由美子	社外取締役			●		●			●
石井 浩	社外取締役	●		●	●				●
小山 かほる	[新任]	●			●		●		●
筋内 貴志	監査役			●		●		●	●
紺野 明弘	社外監査役			●		●	●		●
歌川 信郎	[新任]		●	●					●

(注) 上記一覧表は、各人の有するすべての専門性・経験・知見を表すものではありません。

(ご参考)

社外役員の独立性判断基準

当行では、社外役員の独立性について、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を充足するとともに、現在または最近において、以下の各要件に該当しない場合、独立社外役員に該当するものいたします。

1. 当行を主要な取引先とする者、またはその業務執行者。
2. 当行の主要な取引先とする者、またはその業務執行者。
3. 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家。
4. 当行から一定額超の寄付、助成を受けている者、またはその業務執行者。
5. 当行の主要株主、またはその業務執行者。
6. 次に掲げる者（重要でない者は除く）の配偶者および二親等以内の親族。
 - (1) 上記1. から5. に該当する者。
 - (2) 当行およびその子会社の業務執行者。
7. その他、当行の一般株主との間で上記1. から6. までで考慮されている事由以外で恒常的に実質的な利益相反関係が生じるおそれがある者。

【各種定義】

- *「最近」とは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。
- *「当行を主要な取引先とする者」とは
 - ・通常取引：直近事業年度における年間連結総売上高に占める当行の割合が2%以上の取引先。
 - ・融資取引：当行が最上位の与信先であり、かつ、当行の融資方針の変更が重大な影響をあたえる取引先。
- *「当行の主要な取引先とする者」とは
 - ・融資取引：当行の総資産の1%以上の貸付を行っている主要な取引先。
 - ・預金取引：当行の総預金の1%以上の預金を受けている主要な取引先。
- *「多額」とは、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金額。
- *「一定額超」とは、過去3年間の平均で年間1,000万円を超える金額。
- *「主要株主」とは、直近の事業年度末時点において、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者、または企業等をいう。
- *「重要」とは、役員・部長クラスの者をいう。

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

(主要な事業内容)

当行は、福島県を主な営業基盤とする地域金融機関として、本店ほか支店・出張所において、預金業務、貸出業務、為替業務等の銀行業及びその他銀行業に付随する業務を行っております。これらに加え、有価証券投資業務、投資信託や保険商品の窓口販売業務等を通じ、地域のお客さまに多様な金融商品・サービスを提供しております。

(金融経済環境)

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や堅調な企業業績を背景に、内需を中心とした緩やかな回復基調が続きました。一方で、食料品を中心とした物価上昇の影響が家計の消費マインドに依然として影を落とし、個人消費は力強さを欠く状況が継続しました。また、海外経済については、各国の通商政策動向や地政学的リスクを背景に、先行きの不透明感が残る情勢となりました。

当行の主たる営業基盤である福島県の経済は、個人消費や生産活動の一部に弱さがみられるものの、設備投資および雇用・所得環境の改善を背景に、全体としては緩やかに持ち直しつつ推移しました。個人消費については、物価上昇の影響から節約志向が根強く、選別的な支出行動が継続しました。一方、企業部門では人手不足への対応や業務効率化・省力化に向けた取り組み等を背景に、設備投資に持ち直しの動きがみられました。雇用情勢は、求人の一部弱い動きが認められるものの、有効求人倍率は底堅く推移し、所得環境は緩やかな改善基調を維持しております。企業倒産については、全国的には中小企業を中心に増加傾向がみられるなか、県内では引き続き低水準で推移しました。

(事業の経過及び成果)

こうした金融経済環境のもと、当行は、2024年度を初年度とする5か年の新中期経営計画「SHIN ふくぎん中期経営計画」(2024年4月1日～2029年3月31日)に基づき、各種施策を着実に推進してまいりました。

エリア営業体制につきましては、地域ごとに12エリアを設定し、店舗ごとの役割分担を明確化しました。エリア統括店には、エリア連携店およびBinB(ブランチ・イン・ブランチ)店を所管させ、対象エリアの法人取引を集約するとともに、業務管理の高度化を進めております。エリア統括店には「法人営業課」「融資課」「リテールサービス課」を配置するとともに、コンサルティングアドバイザー(CA)を配置し、エリア全体の目標管理や預かり資産分野における人材育成を担っております。

なお、エリア営業体制の本格運用は2025年4月より開始しており、当期においては役割分担や業務フローの浸透が進み、同体制は概ね定着し、法人営業を中心とした効率的な業務運営が図られました。

これらの取組みの結果、当期の業績は次のとおりとなりました。

当期末の総預金(譲渡性預金を含む)は、公金預金等の減少を主因として、前期末比16,949百万円減少し、759,433百万円となりました。

貸出金は、地公体向け貸出及び個人向け貸出が増加したことから、前期末比13,476百万円増加し、589,515百万円となりました。

有価証券は、主として国債の増加により、前期末比581百万円増加し、161,949百万円となりました。

損益面では、貸出金利息や有価証券利息配当金の増加等により経常収益は1,924百万円増加し、12,776百万円となりました。経常費用は預金利息が増加したものの、前期に計上した次世代バンキングシステム更改に伴う一過性費用の剥落等により、35百万円減少し、12,083百万円となりました。

この結果、経常利益は692百万円となり、前期の経常損失から黒字転換いたしました。また、当期純利益は766百万円となり、前期の当期純損失から黒字転換いたしました。

(対処すべき課題)

当行は、2024年度からの5年間を計画期間とする新中期経営計画「SHINふくぎん中期経営計画」(2024年4月1日～2029年3月31日)に基づき、計画3年目となる2026年度においては、これまでに構築した各種基盤を活用し、取組内容の質的向上と成果の着実な定着を図る段階にあります。

現下の経営環境およびこれまでの取組みを踏まえ、次世代バンキングシステムの活用による業務効率化を一層進めるとともに、創出された人的資源を最大限に活用し、対面による「事業者支援」ならびに「資産形成支援」の高度化を図ることが重要な課題であると認識しております。特に、FutureBANKやコパイロット等のデジタルツールを活用し、営業活動の量的拡大と質的向上を両立させることで、融資量および手数料収入の安定的な増加に取り組んでまいります。併せて、エリア営業体制のもとでの人材育成やマネジメントの高度化を図り、営業現場における実行力の一層の強化に努めてまいります。

また、金利のある世界への移行が進むなか、預貸金利差の改善を通じた収益力の強化に取り組むとともに、金利変動が当行の資産運用や収益構造、自己資本に与える影響について十分に留意し、引き続き適切なリスク管理のもとで慎重な運営を行っていく必要があります。併せて、信用コストや流動性リスク等の各種リスクについても、継続的なモニタリングを通じて的確な管理に努めてまいります。

これらの取組みを通じて、地域金融機関としての金融仲介機能を安定的かつ持続的に発揮するとともに、収益力と健全性を両立させることで、中長期的な企業価値の向上を図ります。

株主の皆様におかれましては一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
預 金	764,196	791,030	762,625	734,725
定期性預金	315,964	323,059	308,214	291,897
その他	448,232	467,971	454,410	442,828
貸 出 金	584,454	581,972	576,038	589,515
個人向け	225,008	233,204	237,799	242,448
中小企業向け	239,710	230,204	222,697	220,127
その他	119,736	118,564	115,542	126,939
商 品 有 価 証 券	119	212	195	179
有 価 証 券	158,349	155,992	161,367	161,949
国 債	24,007	23,371	31,681	35,322
その他	134,341	132,620	129,686	126,627
総 資 産	836,341	825,587	801,954	790,693
内 国 為 替 取 扱 高	1,754,174	1,812,540	1,655,290	1,661,500
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 3	百万ドル —	百万ドル —	百万ドル —
経常利益又は経常損失 (△)	1,029	1,441	△1,267	692
当期純利益又は当期純損失 (△)	790	1,123	△1,302	766
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	28円25銭	40円15銭	△40円84銭	21円97銭

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、当期純利益又は当期純損失 (△) を期中の平均発行済株式数 (自己株式を控除した株式数) で除して算出しております。

(参考)

企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益	13,290	13,303	13,417	15,175
経常利益又は経常損失(△)	1,145	1,190	△1,175	687
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	868	866	△1,252	736
包括利益	△2,938	951	△2,799	52
純資産額	24,275	25,086	24,057	23,935
総資産	839,877	828,952	805,096	794,047

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	417人
平均年齢	43年3月
平均勤続年数	19年0月
平均給与月額	379千円

- (注) 1. 使用人数には、出向者を含み臨時雇員及び嘱託は含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、3月中の税込み平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

			当 年 度 末	
福	島	県	50店	うち出張所 (5)
宮	城	県	1	(0)
栃	木	県	1	(0)
茨	城	県	1	(0)
埼	玉	県	1	(0)
合	計		54	(5)

(注) 上記のほか、当年度末において、ローンプラザ福島、ローンプラザ郡山、ローンプラザいわき、東京事務所（埼玉県さいたま市）及び店舗外現金自動設備62カ所を設置しております。

ロ. 当年度新設営業所
該当ありません。

ハ. 当年度廃止営業所
該当ありません。

ニ. 銀行代理業者の一覧
該当ありません。

ホ. 銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
住信SBIネット銀行株式会社

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	170
---------	-----

ロ. 重要な設備の新設等

該当ありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社 ふくぎん リース &クレジット	福島県福島市 万世町2番5号	リース業務、 クレジット カード業務、 信用保証業務	20百万円	100.00%	—
株式会社 東北 バンキング システムズ	山形県山形市松波 四丁目1番15号	コンピューター 関連業務	25百万円	65.83%	—
株式会社 ふくぎん 地域活性化 投資	福島県福島市 万世町2番5号	投資運用業務	100百万円	100.00%	—

- (注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 上記の子会社等3社を連結対象子会社としており、当期の連結経常利益は687百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は736百万円となりました。
 4. 株式会社ふくぎん地域活性化投資は、2025年8月27日に設立致しました。設立からの損益計算書について連結しております。

(重要な業務提携の概況)

1. 第二地銀協地銀35行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀35行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行61行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合139組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連540（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀35行の提携により、通信回線を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、共同利用型クレジット・オンライン・システム（略称CAFIS）経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社ローソン銀行及び株式会社イーネットとの提携により、共同利用型クレジット・オンライン・システム（略称CAFIS）経由方式で現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重要な兼職	その他
加 藤 容 啓	取 締 役 会 長 (代表取締役)	—	—
鈴 木 岳 伯	取 締 役 社 長 (代表取締役)	—	—
佐 藤 俊 彦	取 締 役 融 資 ・ リ ス ク 統 括 部 担 当	株式会社ふくぎんリース &クレジット取締役社長 株式会社ふくぎん地域活 性化投資取締役	—
草 野 真 之	取 締 役 営 業 統 括 部 担 当	株式会社ふくぎん地域活 性化投資取締役	—
二 瓶 由 美 子	取 締 役 (社外取締役)	—	—
石 井 浩	取 締 役 (社外取締役)	—	—
竹 内 淳 一 郎	取 締 役 (社外取締役)	SBIホールディングス株 式会社顧問 SBI地銀ホールディング ス株式会社取締役 SBIネオファイナンシャ ルサービスズ株式会 社取締役副社長	—
箭 内 貴 志	常 勤 監 査 役	—	—
鈴 木 和 郎	監 査 役 (社外監査役)	アレンザホールディング ス株式会社取締役監査等 委員 税理士法人信和会計社代 表社員 東北監査法人代表社員	財務及び会計 に関する相当 程度の知見を 有するもので あります。
紺 野 明 弘	監 査 役 (社外監査役)	紺野法律事務所所長弁護 士	—

- (注) 1. 取締役佐藤俊彦は2025年6月26日付で当社連結子会社である株式会社ふくぎんリース&クレジット取締役社長、2025年8月27日付で当社連結子会社である株式会社ふくぎん地域活性化投資取締役に就任しております。
2. 取締役草野真之は2025年8月27日付で当社連結子会社である株式会社ふくぎん地域活性化投資取締役に就任しております。

3. 当行は、二瓶由美子、石井浩、鈴木和郎及び紺野明弘を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。

(参考) 当行は、執行役員制度を導入しております。各執行役員の氏名、地位及び担当、重要な兼職等は次のとおりであります。

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
横山利幸	常務執行役員 DX・市場営業部担当 兼DX・市場営業部長	—	—
渡辺敦雄	常務執行役員 事務・システム部担当	—	—
寒河江英一	執行役員 郡山エリア統括店長 兼郡山営業部長	—	—
猪股徹也	執行役員 総合企画部・人材開発部担当	—	—
本田健	執行役員 本店エリア統括店長 兼本店営業部長	—	—

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の支給額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (3名)	年 87百万円 (17百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	年 20百万円 (8百万円)
合計	11名	年107百万円

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

○方針の決定の方法

当行は、2021年2月22日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、当行の取締役の報酬は、当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブが機能するものとしており、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各取締役の職務と責任および実績を踏まえることとしております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、当行の現状に鑑み固定報酬としての基本報酬のみとし、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬としております。

○方針の内容の概要

基本報酬の個人別の報酬等は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他行水準、当行の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

○取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定内容及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当行取締役の金銭報酬の額は、1991年6月27日開催の第125回定時株主総会において、月額2,250万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名です。

当行監査役の金銭報酬の額は、1991年6月27日開催の第125回定時株主総会において、月額700万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

(3) 責任限定契約

当行定款において、社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める要件に該当する賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、社外取締役については金1,500万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額とし、社外監査役については金1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ず

ることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当行取締役および監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当行が負担しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
取締役 竹内淳一郎	SBIホールディングス株式会社顧問 SBI地銀ホールディングス株式会社取締役 SBIネオファイナンシャルサービス株式会社取締役副社長
監査役 鈴木 和郎	アレンザホールディングス株式会社取締役監査等委員 税理士法人信和会計社代表社員 東北監査法人代表社員
監査役 紺野 明弘	紺野法律事務所所長弁護士

- (注) 1. 取締役竹内淳一郎氏はSBI地銀ホールディングス株式会社の取締役で、同社は当行の34.19%の議決権を所有する筆頭株主であります。また、同社の100%親会社であるSBIホールディングス株式会社と当行との間で資本業務提携契約を締結しております。
2. その他の社外役員の兼職先と当行の間には特別の利害関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
取締役 二瓶由美子	9年9ヵ月	当期中に開催した取締役会20回中全てに出席しております。	取締役会に出席し、主に法律学やジェンダー論等の専門知識に加え、数多くの公職を歴任した幅広く高度な経験を活かし、当行の経営への助言や業務執行に対する適切な監督やアドバイスを期待し、それに対して積極的に行っていただきました。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役の選任並びに報酬の決定について、客観的・中立的立場から意見を述べております。

氏名	在任期間	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
取締役 石井 浩	2年9ヵ月	当期中に開催した取締役会20回中全てに出席しております。	取締役会に出席し、福島県の商工労働部政策監や会津地方振興局長など県の要職の経験を活かし、当行の経営への助言や業務執行に対する適切な監督やアドバイスを期待し、それに対して積極的に行っていただきました。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役の選任並びに報酬の決定について、客観的・中立的立場から意見を述べております。
取締役 竹内淳一郎	1年9ヵ月	当期中に開催した取締役会20回中全てに出席しております。	取締役会に出席し、日本銀行で経験された地域金融に対する幅広い高度な知識と経験を活かし、当行の経営への指導や助言を期待し、それに対して積極的に行っていただきました。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役の選任並びに報酬の決定について、客観的・中立的立場から意見を述べております。
監査役 鈴木 和郎	5年9ヵ月	当期中に開催した取締役会20回中全てに出席、監査役会22回中全てに出席しております。	取締役会並びに監査役会に出席し、主に公認会計士としての専門的な知識や経験から、当行の監査に対する発言を行っております。
監査役 紺野 明弘	2年9ヵ月	当期中に開催した取締役会20回中全てに出席、監査役会22回中全てに出席しております。	取締役会並びに監査役会に出席し、弁護士としての法的な専門知識や経験を活かした見地からの発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の子会社からの報酬等
報酬等の合計	5名	26	—

(注) 支給人数5名の内訳は、社外取締役3名及び社外監査役2名であります。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	
普通株式	112,000千株
A種優先株式	90,000千株
B種優先株式	10,000千株
発行済株式の総数	
普通株式	34,900千株（自己株式27,906株を含む。）

(2) 当年度末株主数

普通株式	17,415名
------	---------

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
SBI地銀ホールディングス株式会社	11,900千株	34.12%
技研ホールディングス株式会社	1,867	5.35
福島銀行従業員持株会	1,003	2.87
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	850	2.43
株式会社アラジン	538	1.54
双葉不動産建設株式会社	500	1.43
株式会社第一商事	450	1.29
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	232	0.66
楽天証券株式会社共有口	227	0.65
DOS株式会社	220	0.63

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除して算出しております。

(4) 役員保有株式

該当ありません。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当ありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 五十嵐康彦 指定有限責任社員 石坂 武嗣	(監査証明業務) 62 (非監査業務) —	—

- (注) 1. 監査契約上、会社法監査に係る報酬の額と金融商品取引法監査に係る報酬の額とを区分しておらず、実質的にも区分することが困難であるため、上記報酬の額には合算金額を記載しております。
2. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は62百万円であります。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8. 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況は、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.fukushimabank.co.jp/>) に掲載しております。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

12. その他

該当ありません。

以 上

第160期末（2026年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	31,262	預金	734,725
現金	10,357	当座預金	11,164
預け	20,905	普通預金	427,706
商品有価証券	179	定期預金	291,897
商品地方債	179	その他の預金	3,956
金の信託	996	譲渡性預金	24,707
有価証券	161,949	債券貸借取引受入担保金	5,880
国債	35,322	その他の負債	2,304
地方債	8,274	未決済為替借	32
株式	53,197	未払法人税等	109
その他の証券	2,605	未払費用	991
貸出金	62,550	前受収益	415
引手形貸付	589,515	リース債務	71
手形貸付	56	資産除去債務	42
証書貸付	24,428	その他の負債	641
当座貸越	495,031	賞与引当金	149
その他の資産	69,999	睡眠預金払戻損失引当金	10
未決済為替貸	1,525	再評価に係る繰延税金負債	645
前払費用	23	支払承諾	191
未収収益	55	負債の部合計	768,615
その他の資産	777	(純資産の部)	
有形固定資産	668	資本剰余金	19,638
建物	9,317	資本剰余金	2,739
土地	3,476	その他の資本剰余金	2,739
リース資産	5,203	利益剰余金	7,812
その他の有形固定資産	64	利益準備金	35
無形固定資産	572	その他の利益剰余金	7,777
ソフトウェア	261	別途積立金	3,500
その他の無形固定資産	156	繰越利益剰余金	4,277
前払年金費用	104	自己株	△ 20
繰延税金資産	227	株主資本合計	30,169
支払承諾見返金	377	その他の有価証券評価差額金	△ 8,917
貸倒引当金	191	土地再評価差額金	826
	△ 5,110	評価・換算差額等合計	△ 8,091
資産の部合計	790,693	純資産の部合計	22,077
		負債及び純資産の部合計	790,693

第160期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	19,638	955	1,783	2,739	28	3,500	3,692	7,220
当期変動額								
剰余金の配当							△174	△174
資本準備金の取崩		△955	955	—				
利益準備金の積立					35		△35	—
利益準備金の取崩					△28		28	—
当期純利益							766	766
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	△955	955	—	7	—	584	591
当期末残高	19,638	—	2,739	2,739	35	3,500	4,277	7,812

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△20	29,577	△8,199	826	△7,372	22,204
当期変動額						
剰余金の配当		△174				△174
資本準備金の取崩		—				—
利益準備金の積立		—				—
利益準備金の取崩		—				—
当期純利益		766				766
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△718	—	△718	△718
当期変動額合計	△0	591	△718	—	△718	△126
当期末残高	△20	30,169	△8,917	826	△8,091	22,077

第160期末 (2026年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	31,279	預 金	733,994
商 品 有 価 証 券	179	譲 渡 性 預 金	24,707
金 銭 の 信 託	996	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	5,880
有 価 証 券	161,126	借 用 金	1,493
貸 出 金	587,683	そ の 他 負 債	2,920
リース債権及びリース投資資産	4,493	賞 与 引 当 金	173
そ の 他 資 産	3,103	退 職 給 付 に 係 る 負 債	66
有 形 固 定 資 産	9,370	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	10
建 物	3,478	繰 延 税 金 負 債	28
土 地	5,205	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	645
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	686	支 払 承 諾	191
無 形 固 定 資 産	272	負 債 の 部 合 計	770,112
ソ フ ト ウ ェ ア	166	(純 資 産 の 部)	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	106	資 本 金	19,638
退 職 給 付 に 係 る 資 産	231	資 本 剰 余 金	2,758
繰 延 税 金 資 産	376	利 益 剰 余 金	9,494
支 払 承 諾 見 返	191	自 己 株 式	△ 20
貸 倒 引 当 金	△ 5,258	株 主 資 本 合 計	31,869
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 8,917
		土 地 再 評 価 差 額 金	826
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	2
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△ 8,088
		非 支 配 株 主 持 分	153
		純 資 産 の 部 合 計	23,935
資 産 の 部 合 計	794,047	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	794,047

第160期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額	金 額				
経資	常金	収運	益用	収配	当利	益金	15,175
貸有	価	出証	金	利	当	息金	9,620
コ	一	口	利	息	利	息	8,139
預	ル	け	及	及	手	息	1,233
そ	の	の	の	買	形	息	0
役	務	他	受	入	利	息	247
そ	の	取	入	入	利	息	0
償	の	他	等	収	収	益	2,811
そ	の	他	務	取	取	益	0
経	却	債	常	立	立	益	2,743
資	の	の	取	収	収	益	39
預	常	他	経	取	取	益	2,704
譲	金	費	用	常	常	益	1,894
コ	金	調	達	費	費	息	1,804
債	渡	金	利	利	利	息	43
借	マ	性	金	利	利	息	25
そ	ル	一	及	売	手	息	0
役	券	利	引	支	払	息	15
そ	の	取	支	払	利	息	4
営	務	他	支	払	費	用	1,278
所	の	取	業	常	費	用	180
貸	の	業	経	費	費	用	8,022
そ	倒	他	当	金	入	額	3,111
経	の	引	の	経	費	用	631
特	常	利	の	益	常	用	2,480
特	別	利	利	益	常	用	687
固	定	資	産	処	分	益	78
固	別	損	産	失	分	損	52
税	等	調	前	当	期	純	713
法	税	住	民	税	及	び	37
法	人	税	等	調	整	額	△ 67
法	人	税	等	調	整	額	△ 29
当	期	純	利	益	計	益	742
非	支	配	株	主	に	帰	6
親	会	社	株	主	に	帰	736

第160期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	19,638	2,758	8,931	△ 20	31,307
当期変動額					
剰余金の配当			△ 174		△ 174
親会社株主に帰属する 当期純利益			736		736
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	562	△ 0	562
当期末残高	19,638	2,758	9,494	△ 20	31,869

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	△ 8,199	826	△ 25	△ 7,397	147	24,057
当期変動額						
剰余金の配当					△ 0	△ 175
親会社株主に帰属する 当期純利益						736
自己株式の取得						△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 718	—	27	△ 690	6	△ 683
当期変動額合計	△ 718	—	27	△ 690	5	△ 122
当期末残高	△ 8,917	826	2	△ 8,088	153	23,935

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

株式会社 福島銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

仙台事務所

指定有限責任社員 公認会計士 五十嵐 康彦
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 石坂 武嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社福島銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第160期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

株式会社 福島銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

仙台事務所

指定有限責任社員 公認会計士 五十嵐 康彦
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 石坂 武嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社福島銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社福島銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第160期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

株式会社福島銀行 監査役会

常勤監査役	箭 内 貴 志
監 査 役	鈴 木 和 郎
監 査 役	紺 野 明 弘

(注) 監査役鈴木和郎及び監査役紺野明弘は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

第160回定時株主総会 会場ご案内図



当行本店

会場

福島県福島市万世町2番5号
当行本店 地下大ホール

電話

(024) 525-2525 (代表)

最寄駅

JR福島駅

東口より徒歩約10分

※駐車台数に限りがございます
のでできるだけ公共交通機関
をご利用ください。



(注) ←印は会場付近の一方通行路です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。